

1 1 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成21年11月13日 (金)

午後1時30分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- (1) 本町中学校新校舎建設計画について (資料 1 教育総務課)
- (2) 「第22回はだの子ども野外造形展」の開催結果について (// 2 教育指導課)
- (3) 「平成21年度第2回いじめを考える児童生徒委員会」開催結果について (// 3 //)
- (4) 平成21年度「のびゆくみんなの交流会」の中止について (// 4 //)
- (5) 宮永岳彦記念美術館クリスマスイベントについて (// 5 生涯学習課)
- (6) 市民の日健康マラソン及びニューススポーツコーナー事業結果について (// 6 スポーツ振興課)
- (7) 英語によるおはなし会について (// 7 図書館)
- (8) 事件・事故等について (// なし 教育指導課)
- (9) 臨時代理の報告について
報告第9号 平成21年度秦野市教育委員会教育功労者等表彰の候補者の追加について (// 8 教育総務課)

4 議 案

議案第25号 秦野市指定重要文化財の指定について

5 協議事項

- (1) 平成22年度秦野市一般会計予算(教育費)の編成について
- (2) インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて
- (3) 「はだの教育プラン(仮称)」の策定日程について
- (4) 幼小中一貫教育について

6 閉 会

平成 2 1 年 1 1 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 小山田 豊彦 教育研究所長 相原 雅徳 教育総務課庶務班主事補 笹森 信之
傍聴者	2名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただいまより、11月定例教育委員会会議を開催いたします。
お手元の会議資料に沿って進めさせていただきます。

まず、前回の定例会会議録の承認についてですが、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

それでは、特にご質問、ご意見がないようですので、前回の会議録を承認いたします。

次に、教育長報告に入りますが、「(8) 事件・事故等について」は、個人情報が含まれるため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

それでは、「事件・事故等について」は秘密会での報告といたします。

それでは、教育長報告をお願いします。

—教育長が教育長報告 8 件を報告—

委員長

それでは、ただいまの教育長報告に対しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

望月委員

2つ質問があります。まず、英語によるおはなし会についてで

すが、全国でも珍しいということで、今の時代に合致したものではないかと思えます。きっかけや背景、経過、例えば、上智短大のほうからこのような要請があったとか、あるいは、秦野市と上智短大の今の関係の中で、どのような話し合いの過程の中で、どのようなアイデアが生まれたとか、まずその辺ですね。

教育総務課長

それからもう一つ、本町中学の太陽光発電システムについてですが、これによって国からの補助金が出るのか。出るとすればどのくらい出るのですか。

太陽光発電システムにつきましては、本年度は裏補助として公共投資臨時交付金が付くということです。本町中学校の建設につきましては、平成22年9月ぐらいから平成23年9月までということで、裏補助が出るか出ないかは未定ですが、安全・安心な学校づくり交付金の中では2分の1の補助があります。

図書館長

英語によるおはなし会についてのきっかけですが、実は、私ども、毎週土曜日、月に4回ありますので、2回は、おはなしころりんさん、アリスさんという形で絵本の読み聞かせをやっておりました。あと2回が空いており、平成20年1月、まず秦野の民話の読み聞かせをぜひやりたいという形で調整しており、その話がつきまして、民話の読み聞かせが始まり、今もやっております。

土曜日が月に1回だけ空いており、その1回を何とかほかにもやりたいということで、できれば英語の読み聞かせを前からやりたいと思っておりました。そのようなときに、企画課が担当でやっておりますが、平成19年10月に上智短大との提携に関する協定が締結されました。そのときに各課に「上智短大と何か提携できることはありませんか」という問い合わせがあり、そこで英語の読み聞かせをぜひともやりたいと。土曜日が1つ空いていましたら、平成20年10月以降に要望をかけていましたのが、ここでやっと上智短大からやりましょうというお話が参りまして、急展開で実施する形になったということです。

委員長

資料1についてですが、「環境教育等に考慮した」とありますが、何をやろうとしているのかということはまだ具体的にはない訳ですね。

教育総務課長

まだ基本設計ですので、具体の部分には入っておりませんが、考えている部分は、20キロワット以上の太陽光発電システム、年間の数%の電力を賄えるということで、費用対効果の部分では非常に少ない。ただ、新しく地球温暖化対策地域推進計画が策定されます。それに合わせると、学校でも太陽光等に関する環境教育に取り組んでいくとの方向性がありますので、これを受けまして、この太陽光発電システムを導入し、環境教育を進めていきた

教育長

いということでも取り組ませていただいております。

先般、太陽光発電の先進都市と言われている、千葉県市川市へ行ってきました。学校も見てきたのですが、あっても悪くないぐらいの評価しかできないかなという気がします。環境教育は幅広い訳です。

今、委員長が言われたように、本当に環境教育に資するのだとしたら、市として、市民、住民にアピールするための一つの将来的な展望を持った上でのものだったら投資効果もあるのかなと思うのですが、費用対効果等を考えたときに、市の一般財源を使ってやるのはどうかという部分が実はない訳ではない。むしろ東海大学のソーラーカーを小中学校で走らせてもらったほうが、よほど環境教育になるのかなと思うようなところもあります。

委員長

私が申し上げたかったことは、環境教育に資するということが総論だけで終わらないで、どうせお金をかけて作るのなら、しっかりと教育のシステムが中に入るようなことを考えていただいたほうがいいだろうと思ったから伺ったので、まだなかなかそういう計画はできないのかもしれませんが、ただ、総論だけで終わらないでほしいということです。

高橋委員

今の太陽光発電システムに関してですが、やはり、この電気は発電システムで来ていますというように、明確に分かるようなシステムがないとあまりアピールできないのではないかと思います。

教育総務課長

太陽光発電で学校の中でもし環境教育の一環で取り入れるとすれば、その部分は、生徒が見えるところで、今現在どのぐらいのワット数を発電していて、この電気がどこで使われている、そういう表示パネルがセットになっていまして、導入のときにはそれもセットというような格好で考えています。

また、太陽光ではないのですが、東中学校で、環境教育の一環で取り組もうということで、電力消費量、皆さんが電気をこれだけ消費していますよという、クラブ活動の一環でデータを取っているというような展開もされていますので、今後も十分そのような展開ができるのではないかと考えています。

教育指導課長

南が丘中学校では、研究の中で、風力発電、風車を屋上に設置しまして、その発電されたエネルギーが今この水槽のモーターに使用されていますという形で、あわせてパネルで数値が出るような工夫をしております。そのような実際の活動も参考にしながら、今後、本町中学校の環境教育との連携を考えていきたいと思っております。

委員長

子ども野外造形展について、高橋委員さん、何か感想があれば。

高橋委員

残念ながら、私は拝見する機会がなかったので。

エコと植樹祭に視点が行っているのかなという感想を持ちました。幼稚園児の作品が素晴らしいので、先生方の努力というか、本当にご尽力が大変だっただろうなという感想を持ちました。

幼稚園児は想像力が素晴らしく、今度、小学校との連携もうまくいけば、そのまま美術など、そちらの発表する力のほうでうまくいくのではないかなという感じも受けました。

また、お子様連れで、家族ぐるみで来ていらっしゃる方がとても多くて、お面を頭に被り風車を持って、「これ、どうしたんですか」「今作ってきて、家でもまたやるんだ」というような声も聞きましたので、本当に良い試みじゃないかと思います。

委員長

資料3の「第2回いじめを考える児童生徒委員会」の開催ですが、大変重要な取り組みだと思います。ここに集まった子どもたちはこのようなことで議論して意識を持つでしょうけれども、これを学校全体あるいは秦野市全体に反映させるということは、これからどうやっていくことになるのですか。

教育指導課長

資料3の「4 内容」、「(2) 小中学校別のグループ協議」、「ア 各校の取り組みについて」です。実は、この児童生徒委員会の発足の依頼、あるいは、この時期にこのような委員会を開催することは、年度当初から各学校に連絡をしておりまして、代表者を選出するとともに、この中では、4月以降のいじめに対する取り組みを、各校でこういうアイデア、あるいは、こういうことをやっているということをぜひ学校の中で論議していただき、実際に取り組んだことをこの10月ないし11月に報告してほしいという形で進めております。

ですので、各校の取り組みについては、各小中学校それぞれの、あいさつ運動とか、こういうカードを出しているとか、こういう組織を使っているとか、共通しているところも多いのですが、各校の具体的な営みが報告されている。またこれをグループ協議で啓発しながら、明日も、そういう取り組みを通して、情報モラルも含め、どういうことを考えていかなければならないという論議を深める、このような筋道でやっております。

委員長

事前に学校でそれぞれ議論したものを持ってくる。そして議論をする。それを返すということはやる訳ですね。

教育指導課長

前回の中でも、グループ協議で行ったものを各校へ必ず戻してほしいと。あわせて学校の先生方もなるべくその様子を見に来てほしいということで要請しております。明日はまた参加者として加わってまいります。

委員長

子どもたちはいじめをどのように認識しているのですか。これ

教育指導課長

が非常に不思議な気がするのですが、いじめているとか、いじめられているとかという認識は、我々の認識と同じだと思っていいるのですか。それは子どもに聞かなければ分からないのですが。

前回、子どもたちの意見を聞いているときに、中学生ぐらいになると、かなり大人に近い意識を持っているなと思いました。だから、どうしても、傍観してしまう立場だったり、見て見ぬふりをするようなことに対する意識、考え方というものも出ていました。

小学校の場合は、6年生が参加しておりますが、様々です。中学生に近い意識の子どももいます。ただし、嫌な思いをする、傷つくのは嫌だ、でも寂しい気持ちになりたくないというような意識、そこには、統一された概念にはなりません、漠然とした思いも小学生から伺うことができます。それぞれです。

教育長

私が現場にいたときの感覚で言うと、外国籍の子どもたちがいると、日本人の子どもたちは、異質感というか、そういうものをまず持つものです。東南アジア系の子どもがクラスに入ると、なぜか、日本人のほうが優越感を持っているのか、上から目線で子どもを見る。ところが、ヨーロッパやアメリカの子が来ると、対等以下の、妙に引っ込み思案になっているような感じ。その文化というのは、大人が醸し出しているものがそのまま子どもに移っているのかなど。今はそう思っている人は少ないかもしれないですが、文化度のようなもので何かがあるような気がします。

もちろん、アメリカ人にしろ、ヨーロッパ人でも、いじめられることはあるのですが、会ったその日から、その瞬間に、東南アジア系の子どもは、日本人の一部の子かもしれないけど、異質感と排除の対象になるみたいな感じがあります。

日本人同士のいじめの場合も、やはり、優越感とか自分のほうが上だというような何かが空気が出てきて、例えば、障害のある子だとか、意見がはっきり言えない子とか、運動能力の劣っている子とか、そのような自己表現が苦手な子などが対象になってくるといのは、動物的な本能みたいなものがそこにも働いているのかなと思ったりします。

昨年、園長・校長会で書いてもらった「人はなぜいじめられるのか」というレポートを皆さんにお渡ししたかと思うのですが、あれを読んでみると、やはり、人間という、ある面では素晴らしい、ある面ではおぞましい存在が子ども社会にもそのまま出てきているような感じはしています。だから、こういういじめを考える児童生徒委員会だと、優等生が出てきて、非常にきれいで美しくて正しいことを言うんですよ。だけれども、現実のいじめの場面に

遭遇したときに何ができるかという、今度は意外と難しいというあたりがネックにある。

ただ、子どもの救いは、子どもには純粋な部分があるので、それを信じて疑わない子どもたちもしっかりいて、やはり、良いものは良い、悪いものは悪いというあたりが、長い時間かけていけば、だんだん理論武装して本物になっていくのかなというところは期待したいところですね。

委員長

難しいですね。その認識というものがどう出てくるのか。

それから、先ほど望月委員からも話がありました上智短大の学生による英語のおはなし会、これは大変良いことで、ありがたいことだと思います。学生にとってどれだけのメリットがあるかは分からないですが、こういうものはぜひ継続して1年に何回もやってもらおうと思います。

教育長

図書館長

図書館長、大学ではまだ単位認定にはならないのですか。

それは聞いていません。多分違うと思います。地域に奉仕をするという、それによって子どもたち自身も育っていくということが考えの目的だというようなことを伺っております。

毎月1回ずつ継続的に来年度もやる予定ですが、上智短大生が夏休みとか帰省の時期とか、そのようなときはできないということで、来年の日程はまだ決まっておられません。

望月委員

これは本当に素晴らしい企画だと思います。また、今の時代の流れに合致しているのではないかと思います。ぜひ成功させてほしいと思います。

先ほど図書館長が1回では足りないぐらいだというようなことをおっしゃっていたのですが、実は、この間、姉妹都市のパサデナ市のお客さんが17名見えていまして、私も1週間そちらの付き合いをしていました。そのときに改めて思ったのですが、通訳ボランティア、あるいはホームステイのボランティア、あるいは国際交流に関する手伝い、例えば受付のボランティアというようなことで、かなりいろいろ市民から協力をいただきました。

私が大変驚いたのは、市民の人たちも、このような時代ですから、通訳などをしていただいても、力のある人がかなりいるのだなということを改めて思いました。ですから、今なかなか足りないということをお聞きして、もし上智短大の学生だけで足りないのであれば、英語のできる一般市民の人たちに上手に市に協力願うということも一つ方法としてあるのかなと思いました。一応、そのような市民の協力も、お願いすれば得られる状況に今はあるのかなということをお伝えしておきます。

教育長

昨日、既に大分電話の問い合わせがあったという話は聞いてい

図書館長 るのですが、子どもの年齢は分かりますか。
 今回の募集が3歳から小学校2年という形を出していますが、
 ほとんどが3歳、4歳、5歳、6歳です。

教育長 幼稚園ぐらいですか。
 図書館長 幼稚園がほとんどです。保護者の方は、お父様というよりもお
 母様が多いです。

教育長 人を集めるのにいろいろと苦労している事業が多い中で、はみ
 出して倍以上のエントリーがその日のうちにあるということは、
 ニーズがあるということですよ。

委員長 小学校から英語教育を導入するというのは、今度の仕分けの中
 には入っていませんでしたか。

教育長 小学校英語導入は予定どおりですか。
 教育指導課長 英語ノートという教材を全国の5～6年向けに作っています。
 それが対象になっています。

委員長 そうすると、学校で英語教育を小さいときから導入すること
 が、今までの予定どおりにはいかないとすれば、こういうもの
 を使って子どもたちが早い時期から接するという機会は必要にな
 ってくると思います。前回もインターナショナルフェスティバル
 の話がありましたが、あのように1年に1回大がかりなことをや
 るのは大変だし、こういう申し入れがあるなら、これをもう少し
 拡大してもらって、これに日本人学生だけでなく外国人学生
 も入れてもらって、子どもたちと交流するようなどころまで広げ
 てもらえば、結構おもしろいのではないかという気はします。

教育長 上智短大だけでなく、東海大の学生さんにもご協力を仰い
 だり。

委員長 そのようなプログラムを作って、両方の大学に協力要請をし
 たらどうですか。そんなに大勢集まってくるのなら。

教育長 幼稚園に英語のできる人が行って、保育の中に英語の絵本を読
 み聞かせる保育場面を作れば、子どもたちは喜ぶということか
 な。

高橋委員 その子たちが小学校に入ってきたら、それに相応するような内
 容のものが必要になってきますね。もし継続事業として行うので
 あれば、学年がだんだん上になってくれば。素晴らしいですね、
 3、4、5、6歳で。

教育長 ひょっとすると、幼稚園児からの英語塾みたいなものを作れ
 ば、結構流行するということですよ。

委員長 親は期待しています。
 教育長 親は期待していますね。
 次回の報告という、前回望月委員さんと高橋委員さんに行って

いただいたインターナショナルフェスティバルの感想を実は聞いてみたいと思っていました。私は、前回もお話ししたように、インターナショナルフェスティバルはやめたほうがいいのかなんて言ったら、反応がいろいろあって、「あれはいい」という声があちこちから聞こえてきて、参加した子どもの感想も表情も良かったと。だから、そうかなと思って、本当かなと。来年の予算策定の中で位置づけをどうするかということがあったので、お聞きしようかと思ったのですが。

委員長

こういうものをしっかりと続けてみて、そういう期待、要望が多ければ、先ほど申し上げたような本格的なプログラムなどを作るということを検討したほうが良いのかもしれないですね。学校でやらなくても、先生を雇わなくたって、費用をかけずにできる。

加藤委員

二つ質問があるのですが、まず一つは、先ほどご報告があったように、市民の日健康マラソンが非常に盛況で、子どもたちもたくさん参加されたということだったと思います。あと3週間ほどで水無川マラソン大会があるかと思うのですが、同時期に立て続けて2回マラソン大会があるということで、例えば一つに、1カ月のスパンでやるのであれば、水無川マラソンにまとめたらさらに水無川マラソンが盛り上がるのではないかという気がします。

また、2カ月続けてやるよりは、どちらかを、例えば、春に桜の中を走れますよというようにやったりしてもいいのかなという気がしています。それぞれのきっかけの起こり方があると思うので簡単にはいかないと思うのですが、現状、11月、12月と続けてやっている中で、恐らく特色の違いとか色分けされているかと思うので、その辺の違いを教えていただければと思います。

スポーツ振興課長

市民の日健康マラソンは、市民の日運営委員会から委託を受けて行っている事業で、3キロにつきましては小学生以上ということで、5キロにつきましては中学生以上という参加のもとに無料で参加していただいております。市民の日が10時から開始になりますので、その前の、保護者の方も入りますので、にぎやかな中で市民の日の開催をする位置づけで、これが開催されているということです。

その後、12月6日、来月ですが、水無川マラソンがあるということで、これにつきましては5キロとハーフがある訳ですが、5キロになりますと、小学生等は基礎体力もありませんので、体に危害が生じてはまずいということの中で、5キロについては小学生の参加は留意してもらっているということもありまして、手軽に親子で参加できるのは市民の日の裏側で開催するのがいいことではないかということがあります。

教育長
スポーツ振興課長

水無川マラソンのエントリー料はいくらですか。
5キロが2,000円、ハーフが3,000円です。

教育長
委員長

ですから、違いとしては、有料、無料の違いが大きいですね。
市民の日は専ら秦野市民を対象にしているし、水無川マラソンは、外向けにやるという、秦野市を外の人に知ってもらおうという意味がある。

教育長

先ほど、親子で走れるというのがありました。親子健康マラソンとか家族健康マラソンとか、そのような色彩が強いのでしょう。お父さんと息子、娘が走っていて。水無川マラソンは結構自分一人ということですよ。確かに趣旨が違っているということです。

加藤委員

もう一点ですが、資料を読んで、のびゆくみんなの交流会が残念ながら中止になってしまったということだったのですが、それに対して、先ほどからお話が上がっているインターナショナルフェスティバルは開催がされているというところで、その辺の基準、開催か中止かの判断基準はどこにあるのか。これも先ほどから話に上がっている英語の読み聞かせ、大変すばらしい事業に水を差すつもりはないのですが、これもかなり、異年齢集団が一堂に会するというものの中止の理由も当てはまってくるのかなという気がします。

ですから、通り一遍で開催するのか中止するのかをすべて統一するという訳ではなく、参加者の方に理解をいただくためにも、きっちりとした判断基準が必要なのかなと思いますし、これまでどのような判断基準によって、のびゆくみんなの交流会は中止されて、インターナショナルフェスティバルは開催されているのか、その辺のことをお聞かせいただければと思います。

教育指導課長

まず、インターナショナルフェスティバルも、実は間際まで中止も視野に入れながら情報を収集しておりました。基本的には、のびゆくみんなの交流会は、原則として、特別支援学級在籍児童生徒、小中学校児童生徒は全員参加の形です。インターナショナルフェスティバルは、土曜日開催でもありますし、原則中学生の希望参加という形をとっております。

また、その質的な性格は、のびゆくみんなの交流会については、特に前に多少練習するお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、一堂に会して交流する、また高校生とも交流するというその日の内容に大きな意味があります。

インターナショナルフェスティバルは、もちろん当日の交流の意味もありますが、それまでに練習してきたものを披露するというような、弁論であったり、あるいは、今年は本町中学校の外国

人の生徒が演劇をしてくれましたが、そのような過程もその中には入ってまいります。

そのようなことを勘案しながら、のびゆくみんなの交流会の内容と、それから、特別支援学級の児童生徒さんの中には、心臓疾患であったりぜんそくであったり、そういうものをお持ちのパーセントがやや高いという状況、保護者からもそのような意見が担任を通して連絡が来ているということもあって判断しました。

また、インターナショナルフェスティバルも、参加予定生徒がどのぐらいの人数になるのかということを一週間前からずっと追いまして、それほど大きな減少にはならないということが分かり、2日前、3日前に、その内容と背景を考えながら実施を決定したということがあります。

委員長

それでは、次に議案に入ります。

今定例会には1件の議案が提出をされておりますが、「議案第25号 秦野市指定重要文化財の指定について」ご説明をお願いします。

委員長

—生涯学習課長が議案第25号について説明—

生涯学習課長
加藤委員

現在は、県立歴史博物館にあるのですか。

はい、保管していただいております。

確かに、見せていただいても、なかなか価値が分からないものなのですが、ここで解説文を読ませていただくと本当に貴重なものなんだということが分かるのですが、まず国士舘大学の吉田先生という方がどういう方なのかが分からないということと、こういったときには、俗に言うセカンドオピニオンのような、他の方の角度から解説いただくというようなことは普段はしないものなんでしょうか。

生涯学習課長

吉田先生につきましては、大学の講師のほか、秦野市の文化財保護委員会の委員も務めていただいております。この方については、絵のほうに専門ということで、これを受けて、ほかの委員の方にもその辺のところをお話して、今回議案として提案させていただいているところです。

委員長

市の文化財保護委員の方も当然見ておられる訳ですね。これからそこに諮問をするということですか。

生涯学習課長
委員長
生涯学習課長

そうです。

諮問はするのだけれども、一応は見ているのでしょ。

全員ではないと思います。吉田先生は見ておられますが、あと何人か見ていただけるか、全員ではありません。改めてということでお願いしたいと思います。

教育長

秦野では一番古いと思われるというのですが、同じような絵は

生涯学習課長 全国的にはたくさんあるのですか。

委員長 神奈川県では、あと小田原とか鎌倉とかにあります。たしか全部で7点ほどあったと思います。そのうちの1点が秦野で見つかったということです。

生涯学習課長 秦野市指定文化財に指定されたときには、秦野市としては、義務とか、これからの対応には何が必要なのですか。

委員長 これにつきましては、県の博物館のほうに保存していただく形で考えておりますが、結構、傷みがひどいものですから、指定文化財に指定した後は、恐らく修復等の作業を行っていくようになっていくのかなと考えております。

生涯学習課長 そういう修復は市が行うということになるのですね。

委員長 その辺のところはこれから決めさせていただくようになると思います。

生涯学習課長 吉田先生が認められて、吉田先生のご意見で、これを文化財に指定するかどうかの諮問を文化財保護委員会にする訳ですよ。

委員長 そうです。

加藤委員 文化財保護委員会は、これを見て指定するかどうかという決定をする。

生涯学習課長 複数の専門家に聞くまでもないものなのではないでしょうか。

委員長 これについては、私ども、県にも確認させていただいてございます。ですから、私のほうで見ていただいてご意見をいただいた先生についてはまだ1名でございますが、今度は委員の方にもそれぞれいろいろな角度から諮問するということになりますので、そのような形で進めていきたいと思っております。

教育長 今、委員長からあったけれども、文化財に指定することによって、維持管理費だとか、新たにお金がかかることはあるのですか。

生涯学習課長 指定したことによって新たに発生することはありません。ただ、その後の管理の中で必要か否かという判断の中で経費がかかるケースが出てまいります。指定したからといって支出的なものが発生することはありません。

教育長 修復の見積もりの見通しは全然立たないのですか。

生涯学習課長 今の段階では、その辺のところは整理していません。

教育長 何十万円でするものじゃないですよ。

生涯学習課長 そういうものではありません。

教育長 何百万円の世界です。

委員長 これは、秦野市の文化財に指定したとしても、これからも県立歴史博物館に保存してもらうことになるのですか。

生涯学習課長 そうです。

委員長 秦野市の文化財けれども、秦野市にはないというのは。

生涯学習課長	これは大変貴重なものですので、保管がある程度整備されていないとなかなか維持ができないということで、県にお預かりいただく形で、展示していただいています。
委員長	残念ながら、こういう方面には素養がないものだから、そういうことでいいのかどうかは分からないのですが、おもしろくないですね、県に持っていくのでは。
教育長	本当は、県の重要文化財になって、国の重要文化財になってと格が上がれば本当は一番いいのでしょうね。国宝にでもなってくれば一番良いのだけれども。
委員長	それでは、「議案第25号 秦野市指定重要文化財の指定について」原案のとおり可決することよろしいですか。 —異議なし—
委員長	よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。 それでは、協議事項に入る前に、去る11月5日ですが、平成21年度の神奈川県市町村教育委員会連合会研修会が相模原で開かれ、望月委員と高橋委員に出席をしていただきました。ここで簡単にご報告を高橋委員からお願いいたします。 —高橋委員報告—
委員長	それでは、協議事項に入ります。 まず、「平成22年度秦野市一般会計予算（教育費）の編成について」ご説明をお願いいたします。 —教育総務課長及び生涯学習課長が平成22年度秦野市一般会計予算（教育費）の編成について説明—
委員長 教育研究所長	「小学校理科支援員受託金」はどこから来るものなのですか。 これは県からの委託を受けて、小学校の実験補助の職員を配置するものです。
委員長	そういうものがあるなら、むしろ、そういうものを並べる。教育委員会としては、外部資金を秦野市教育委員会はこんなにたくさん取ってきていますということを見せるためには、こういうものがたくさん出てくるのがいいですよ。県からこれだけ取ってきました、国からこれだけ取ってきました。私はいつもそれを言うのだけれども、秦野市の教育委員会としては県や国から補助金をとってくるという仕事をする必要があるのではないかとやっているのはそういうことで、だから、こういうものがもっとたくさん出てくるということをや。2万円売ったとか3万円売ったとかいう金額ではなくて、もっと大きいものを国や県から取ってくる。 もう一つ、「行政評価結果への対応状況」のところ、上から2番目に「私立幼稚園等就園奨励費補助金」、これは行政評価と

学校教育課長 としてはBだけれども、予算への反映はしないということでしょう。予算反映は困難というのほどこが困難と言っているのですか。

委員長 これにつきましては、国の国庫補助を受けましての就園奨励費という形になっております。ですから、その額に応じた応分の手当を市が負担していかなければいけないということで、国の基準に従って対応するということですので、市独自でそれを予算の中で反映することはできないということです。

委員長 国からの補助が決まってから決まる。

学校教育課長 そうです。

委員長 国からの補助はないと決まっている訳ではないのですね。

学校教育課長 国からの補助はあります。

委員長 それに見合った金額を市としては予算計上するということですね。

学校教育課長 そういうことです。階層ごとに補助金の額が決まっているのです。来年度はまた大幅に増額をしておりますので、本年度予算に比べて約3,000万円、幼稚園就園奨励費全体の総額予算は増えています。

委員長 各論で一つ伺いたいのですが、3番目のいじめ・不登校対策事業のところ、人件費が1名増になっています。それが増加した原因だというときに、小学校教育指導助手派遣事業の人件費は単価が下がったということで、こちらの自立支援のほうの人件費は下がってはいないのですね。

教育指導課長 はい。

委員長 教育指導助手のほうはいくらになっているのですか。

教育指導課長 右の「事業概要」の最後に埋め込ませていただきました。1,100円より1,000円に引き下げております。

委員長 時間単価、これを下げたというのはどういうことでしょう。

教育指導課長 背景としては、予算確保というねらいもありますが、一つは、近隣の単価と比較した場合、秦野が若干高い状況があったということが一つ、もう一つは、同じような子どもの支援、若干専門知識等の差はありますが、介助員が950円という、これは任用経験が違いますから単純比較はできないのですが、そのことを考え合わせて、この格差を是正するというのも考え、1,000円なら的確であろうという結論に至りました。

教育長 自立支援の指導員1名増員というのは、説得力はあるのですか。教育委員さんたちはそのとおりだと言ってくれますか。ここに書いてあることではよく分からない。今いくらで、何人いて、こんなに大変だということは説明できますか。

教育指導課長	<p>もともと自立支援教室指導員は任用するのではなくて、謝礼として、週3日、1時間1,800円でやっておりますので、人というよりも時間なのです、ここでの増額というは。</p> <p>ですから、今3人がフル活動で4人分の仕事をすれば人は1人いらぬ訳ですが、要するに、実質は、不登校の児童生徒に対応する時間を増やしてほしいということです。ただ、3人でやるといろいろな厳しさもあるので、その分4人でやらせていただきたいという意味です。</p>
教育長 委員長	<p>いろいろと厳しいからという言い方が通じるかどうかですね。</p> <p>そうですよ。ですから、どういう人がどういう仕事を何時間やったというくらいのデータは少なくとも。</p>
教育長 教育指導課長	<p>1,800円という時給単価を下げる気はないのですか。</p> <p>一応内部議論はいたしました。この先生方には、実際にそこに車で行ってもらったり、別に旅費は払っておりません。かなりいろいろな時間的なこともお世話になっているので、これを下げるということはなかなか。今年は結局このままという形になりました。</p>
教育長	<p>ですから、「時給は下げますけど、トータルでは増やしてください」と言うのと説得力があります。「ご苦労が多い中で1,800円を1,600円にした。だけど、それにしても時間が足りないから、4人分の枠で計算するとトータルでは若干上乘せになりますけど、これだけはぜひ」と。努力していますという姿なしで、今までどおりで増やせというのは、向こうに対して一番説得力がないです。</p>
望月委員	<p>そういう方向で、ALTは、いろいろ時間等を計算してみると、1年は大丈夫なのですか。</p>
教育指導課長	<p>今の考え方でいくと、プラス1名で大丈夫と心得ております。その分、もちろん学校の先生方もその授業を自分たちでやるという意識を高めなければいけませんし、授業時間数でALTを割り振る配分でいきますとあと2人必要です。しかし、先生方も頑張ろうよということで、1名で何とかなる。もし現状で来年を迎えると、今度は中学校への配置の時間数に影響が出るということになります。</p>
望月委員	<p>そこを私は心配しています。中学校もやがて平成24年から週4になる。小学校に外国語活動が新しく教育として加わって、今は我々行政も外国語活動のほうに目が向いてしまっていて、肝心の中学のほうが軽視されているような感じ。しかし、実際は平成24年度から週3から週4時間になる訳です。</p> <p>ですから、その辺を危惧しているのです。今の教育長の論理か</p>

教育指導課長	<p>ら言うと、これは派遣会社との絡みもあるから、教育委員会サイドだけではなかなか解決できないけれども、例えば、2名にしてというような可能性はあるのですか。それよりも、現実には、やはり1名で学校の先生方が頑張るというところを尊重するというような方向なのですか。</p> <p>今、1人450万という数字が出ております。これがどうなのかというのは議会でのご質問の中にもありまして、これはもっと高い契約もありますし、もっと安いものもあります。要するに、教育サービスの問題で、やはり、高くしますともしっかりとした運用面の良さも出てきます。</p>
教育長	<p>安くすると、要するに、これは表現が難しいのですが、委託会社の表現を使えば、その先生の資質の問題になってくる。要するに、質等を見ながら、今のあたりが一番妥当であるという考え方を持っているので、ここの額をもっと下げてプロポーザルをかけるというのは、ちょっと厳しいものがあると考えています。</p> <p>教育指導助手もそうだし、このALTもそうですが、仮に新しい学習指導要領に基づいたとき、あるいは現状の発達障害の子ども増加率を考えたときに、一体何人いれば教育委員会は納得するのかということと言われます。結局、際限なく増えていくイメージです。</p>
委員長	<p>ですから、5年計画で、今年は2人、次は何人といって、5年後には何とか収まるというような目標数値を出さないと。教育指導助手は、多少子どもとの関係で難しいのですが、今の話、中学校と小学校のALTの活用を図るには、理想としては、平成23、24年度からは、ALTは中学校、小学校あわせて何名という理想形は掲げられるのかな。そうしないと、毎年のように、1人、1人なんてやっています。</p>
教育指導課長	<p>何人の対象に対してどういうサービスをする、そのためには何人というようなものがあって、基準がないと。</p> <p>今年度の話をしますと、受託契約が5人、地域の方が1人、これは以前もお話いたしました。来年度は6+1にしようと思っています。その地域の1人という方がどこまで続くかという問題もございしますが、今のままでいくと最終的には7+1、合計8名が増分の目標と考えて、これを学習指導要領の実施の年度に合わせたいとは考えております。</p> <p>それから教育指導助手ですが、これは教育長が議会答弁の中で一つの考え方としてお示しされた、学年に1人は小学校に入れていきたいという表現があって、そうすると、規模もございしますが、大体70名というものが一つの数値としています。昨年度から、</p>

今年度の発達障害の児童生徒の調査をまさに今やっている最中で、最終的なものが出そうなのですが、小学校で申しますと、今まではこの調査で100名、100名と増加してきておりました。今回は微増です。

ですから、発達障害のお子さんも、毎年100名必ず増えていくという現象ではないような現状分析もできますので、そうなりますと、先ほどの70名あたりが目標ではないかと私たちは考えております。

委員長

特別支援のところの話ですか。

教育指導課長

今のは教育指導助手ですので、小学校で申しますと11番です。

委員長

それが今は50名。

教育指導課長

50名にしようとしております。今は47名です。

委員長

そういうことが必要ではないですかね。70名必要なんだ。しかし、今は50名で、理想は70名だ。

教育長

だから、その差の20名以上を今後3年間でこういう増員計画で対応してもらいたいというようなものがあつたほうが良いです。よく分からないと、向こうにしてみると毎年のようにただただ増やされているイメージを持つようですね。

ですから、一度にと20人増やせと言ってしまふとか、どこかで一回言って、余りにも多いのは分かる、これを必ず5年後には実現したいというような言い方ができたほうが良いのかとも思うのですが。

望月委員

よく行政では、来年の目玉というようなことが、例えば、折衝の中でも聞かれるのではないかと思いますのですが、そのような中で、教育総務部の来年の目玉の1つは幼小中一貫教育ですよ。これで足りるかどうかということ、私は、きちんと計画を立ててみて、例えば、幼小中に向けての基本方針を立てて、それに向けて来年度はどういうことをやるかということ、きちんと整理しておいた上でこの数字を出していったほうが良いのではないかと思います。

それは大変で、かなり後のほうのことと関連してきますけれども、それに沿って、この予算で良いかどうかという、この辺の検討を十分しておいたほうが良いのではないかと思います。後のことも関連があるので、ついでに、来年は準備期だと思いますので、例えば、準備委員会なども構成して、そのメンバーをどうするかというようなこと、学校現場とか、地域代表、あるいは学識経験者を入れる。それから、先ほど言ったように、カリキュラム作成については、教育研究所の部会で作ることもできるのではないかと

と思います。

あるいは研修会の持ち方、ここに書いてあるけれども、それについてどうしていくかというようなこと、あるいは何回くらい必要だとか、ある程度見通しを出した上でこういう要求額が生まれるかどうかということですね。特に、目玉であり、新しいことでありますので、その結果こうだとしたほうが、説得力が出てくるのではないかと思います。

委員長

今日見たので、なかなか全体が見通せないかもしれませんので、また次回もあるということですから、少し今回見ておいて、また次回にご意見をいただくということにはしたいと思いますけれども、それにしても、もう一つ、生涯学習部のほうはまだご意見をいただけていないので、生涯学習部についてはいかがですか。

教育長

生涯学習推進計画の130万円は、このままいったら切られそうな気がして。ですから、今、望月委員さんが言われたように、はだの教育プランを策定するためのタイムスケジュールと組織、それに経費がこれだけというような、ここに出ていないので。会議の謝礼等が84万6,000円と先ほど言われたのですが、こんなにかかるのかと簡単に言われてしまったらおしまいなので。

生涯学習課長

84万円の中で、市民会議を委員会として立ち上げたいと思っているのです。その報酬が大体半分ぐらい経費としてかかっていますので、市民の方の意向も反映したいというようなところもあります。この84万円の中で実際に何かで使うという金はそんなにありません。

教育長

逢坂先生がいる社会教育委員会、あそこも各ジャンルから人が出ています。少し負担もかかり、意見を求めるのはパブリックコメントがいいけど、社会教育委員会では仕事ができないかな。

生涯学習課長

年4回ということもあるので、厳しいと思います。

教育長

市民会議はパブリックコメント的なものをもらうための会議で、そこで策定するのではないのでしょうか。

生涯学習課長

策定していきます。

教育長

市民も交えてですか。

生涯学習課長

市民も巻き込んで。

教育長

目算はあるのですか。あの辺の人とこの辺が入ればかなり動くという。

生涯学習課長

いえ、まだ今のところそれはいいのですが、20人ぐらいの委員さんで想定はしています。学識もしくは市民の方に入っていた中で20人の構成でやっていきたいということです。

教育長

このメンバーに企画とかは入るのですか。

生涯学習課長	企画等は庁内の委員会をその前につくりますので、そちらの中に入れていただいて案的なものをつくっていただく中でお願いしたいと考えています。
教育長 生涯学習課長	1年計画ですか。 そうです。1年ではきついので、ここで入っていかないと4月からスタートを切れないものですから、ここから入っていききたいとは思っています。
教育長	これはぜひ良いものを作らなければならないと思っているのですが、認めてもらえるか。認めてもらわなければ困るのですが、計画性が問われます。
生涯学習課長	ここは説得力あるように整理しておきます。
教育長	ぜひやってもらいたい。
望月委員	この前、公共施設の白書を2冊いただきました。できたら、あれの簡単に概要を説明してほしかったのですが。
教育総務課長	公共施設の白書については、現状として、教育委員会が一番持っているのですが、幼稚園、小学校、中学校、それぞれの施設についてどれだけ対市民の税金で運営されているか、それと、何年経ったら建てかえというものが目に見えている中で、こういう状態でいいですかという状況を表した白書になっていまして、その一番大きな影響を受けるのは教育総務課の経年劣化に伴う修繕などがあります。 それと、将来的な部分を考えれば、平成23年から始まる総合計画、それと公共施設の再配置という部分の中で、統廃合していきましようとか、総合計画の中で前にお話ししました西中学校の体育館、プール、武道場、公民館、複合的な施設を作りましよう、これが総合計画の予算に反映するかどうか。それは、あの部分との見比べというような部分を受けての再配置が起こって、それで総合計画の予算に。この連動の部分がこの次の予算の中では非常に反映されてくるのではないかと考えています。現状の平成22年度の中ではそんなにあの部分が動くということではなく、平成23年度から起こる総合計画、それから再配置等の計画、これとの連動の部分では平成23年度の予算の中では大きく様変わりをすると考えています。
望月委員	例えば、南足柄は、文化会館も閉鎖、公民館もだめだ、だけど、新聞によると、職員の給料は同じだとか、そのような見出しになっている。あの南足柄の例を見たときに、秦野も今回のこれはどうなっているのか、実はそこである意味で不安と同時に興味もありました。ですから、今ああいうようなものがどう影響しているのかというようなことを聞いてみたんです。

教育総務課長	あと1年かけてという話ですから。そこである程度方向は出るのかなという気がしています。
委員長	続いて、「インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いについて」ご説明をお願いいたします。
	—学校教育課長がインフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いについて説明—
教育長	新型インフルエンザについて、治癒証明書を必要としている市はどこなのですか。
学校教育課長	必要としているところは、伊勢原、厚木、座間です。
教育長	それ以外は他の方法をとっているということですね。
学校教育課長	そういうことです。
教育長	分かりました。
委員長	インフルエンザになっていないから分からないのですが、治ったかどうかということも病院に行くのですか。インフルエンザの薬をもらった、1週間休んだ、せきもとまった、熱も下がった、じゃあ学校へ行こうかと言ってもだめな訳ですね、学校へ行く前にもう一回お医者さんに行かないと。
学校教育課長	そうですね。医師会としては、やはり、きちっと治癒したかどうかを確認する必要がある、ですので、再診を受けてほしいというような意向があります。ただ、秦野市内の医師によっては、1週間後、症状がなければ、せきがなければ、熱がなければ、健康であれば来なくていい、逆にそのほうがいいというような指導をしている医師もおられまして、そのことについても医師会にお話はしました。
	ところが、医師会の中でもその辺は足並みがそろっていないのか、医師によって所見は違うかもしれないけれども、特に学校を中心とした感染の拡大は前々から言われていることなので、まず学校から感染拡大の防止を図っていく必要がある、そういう観点からも、最終的に治癒したかどうかの診断を医師がすべきじゃないか、これが医師会としての判断だそうです。
委員長	平塚の資料4も、一応、医者に行かなくてはならない訳ですね。医者に行って許可をもらって保護者がこれを出す。つまり、これは医者からもらう治癒証明書とは違うのですね。
学校教育課長	最後のところの「医師に登校許可を得た日」も医師によって違いがあるそうです。つまり、1週間後また来てくださいというような医師もおられるが、1週間後に発熱、せき等の症状がなければ学校に行ってもいいよと。つまり、例えば、今日が10月13日、1週間後ということですので、20日に症状がなければ、再診を受けなくても、10月20日と書いて保護者が持っていくことが

できるということです。

実は今日、ある小学校のインフルエンザに罹患したお子さんが重くなって東京の病院に搬送されているという事態です。これは何かあっては困るので、インフルエンザもあまりばかにしてはいかんということがあります。その感染したと思われる場所が学校だとすると、何ともなければ良いのですが、万が一のことがあったときには、学校は危ない場所になる訳です。

医師会に問い合わせをすれば、治ったかどうかを勝手に判断されては困ると言う。親が自己責任で判断しても良いのですよ、ただ、医者には治ったという証明は出していませんよということなのです。つまり、自分が何も言っていないのに自己判断で勝手に学校へ行って、そこでまたそれが原因で感染が広まったとしても、医者として責任は持てませんという態度だと思います。裁判になることはないと思うのですが。

それでは、学校の先生が来ていいよということが言えるかといったら、医者でも何でもない人間が素人として、熱がなければいいよということとは言えても、その先の責任はとれない。保護者は多分大丈夫だからと行かせて、本当は治っていなかったときのことを考えると、親の責任が取れますかと言われると、皆困ってしまう。唯一責任をとれるのが医者です。治癒証明という形で治ったというお墨つきを。

あまりそういった責任論は言いたくないし、裁判のことを考えることもないのですが、なぜか今の時代、学校の教職員を守る意味でも、また保護者の善意はもちろん信用しつつも、法定伝染病的なものに対しては慎重にならざるを得ない。最悪を常に想定する。そうすると、やはり治癒証明は基本的に必要だろうという判断を私は持っています。

ただし、大原則でも、中には医者に行かないで平気だからと来てしまう親や子どもがいたときに、それを学校が拒否できるかという話ですよね。拒否もできない。そうしたら、保護者にきっちり確認をする。保護者責任だということならば、それは原則というものには例外もあるということで認めざるを得ないかなという感じはしますね。

ただ、他の自治体がいろいろと考えていますが、医者には健康手帳に書かせるなんていうのは、秦野の医師会は、とんでもない、そんなものじゃないと言っているということですから、町医者で1人や2人だったらいいのしょうけれども、これだけ大きな医師会を抱えているところではそういう統一見解はできない。だから、平塚市のように、医者から良いと言ってもらった日を勝手に

医者の名前でやったら本当は医師会としては、気分は良くないのではないかと思うけど、保護者責任というところを平塚市は担保しようとしていると思います。

委員長 治癒証明書の手数料はどのくらいですか。あまり私たちは見たことがないから、分からないけれども。

学校教育課長 本市では500円です。ただ、医師会に加入されていない医師は1,000円とか2,000円とかもあります。

教育長 連日子どもが休んでいますので、早目に教育委員会としての結論を出して学校なり保護者に通知しないと混乱が生じます。

委員長 今はとっていない訳ですね。

学校教育課長 今、治癒証明書はとっています。

委員長 それは保護者負担ですか。

学校教育課長 保護者負担です。

委員長 そうやっているのなら、そのままやれば良いではないですか。

学校教育課長 それは従来どおりということです。ところが、文科省からこういった通知が来たものですから、保護者によっては、なぜ出す必要があるのだというような問い合わせもあるのかなということです。

ですから、従前どおりの取り扱いにするということについて学校や保護者の方々にお知らせするときには、従前どおりですので保護者の方々にお知らせする必要はないと思うのですが、もし問い合わせがあったときには、医師会と協議の上、秦野市としてはこのような対応をさせていただいておりますので、ぜひご理解をいただきたいと。

委員長 今まで取っていたのも、文科省の指導があって取っていた訳ですか。

学校教育課長 特段、治癒証明書を求めるということについては法的な位置づけはないのです。

委員長 もう一つ、資料4でも5でも良いのですが、どちらにしても医師に許可を得る訳ですよ。そのときに医師はただでは許可をしない。治癒証明書を書くから500円出せということはあり得る訳でしょう。

教育長 ですから、治癒証明書ならば、そういうシステムの中で料金を請求して、医者は自分の印を押して責任を持つ訳です。ところが、健康手帳に書くので印を押せということとはできないと思います。口で言った部分についてはいいかということ、それを何に使うといったときに、学校に持っていく書類にお医者さんが何と言ったということを書かせてもらおうと、言った言わないになってしまうのですね。そういう無責任なことではできませんと言われたら、確か

委員長
教育長

にそのとおりです。

そう言いますよ。

だけど、平塚市はなぜかこういう形で医師会と話がついたと言っているのですが、どのような形で話がついたかは分からない。親の責任と善意を信じてやっているということになる訳です。医者から何も言われなくても、まだちょっと熱っぽいけど行けと、行くにはこれが必要だといったら適当に日にちを入れて親が出せばOKになってしまう訳ですね。そういうこともあり得るだろうということなのです、こういうものは。医師会としては、医者がちゃんと証明するものは、治癒証明書以外は考えられないと言う訳です。

委員長
教育長

それでは、当面、続けますか。

新しい状況が生まれたり、例えば、公費負担の問題などを保護者からそんなに言われるのかどうか。生活保護を受けている場合には医療費の何かがあるのでしょうか。

望月委員
委員長

保護者負担で良いのではないですか。

しばらく様子を見て、どのような状況か、たくさんと増えるとか減るとか、あるいはこういうものはなかなかもらいにくいとか、そのような状況が出てくるかもしれないので、そういうことは教育委員会でもまた次回報告してもらうことにして。

学校教育課長
教育長

それでは、従前どおり対応するという事と。

ただ、原則だと思います。そうしないと、例えば、持ってこなかった、何かの事情で治癒証明がない子どもが元気で来たのに学校の門から一步も入れないなんていうことはまずいので、そこは保護者とよく話してもらって。

委員長
学校教育課長

それは、今までだってある訳でしょう。

そうですね。実は、この第17報はインターネット上でも確認できますので、医師のほうから「このような通知分が出たので、医師としては、治癒証明書は発行しない」と言われて保護者は困ってしまって学校に問い合わせをされたんですね。学校長も困ってしまい、教育委員会のほうに連絡が今朝ありました。

そのときには、健康手帳でも、あるいは一筆文書でもって、その旨を保護者が書いて学校に提出をしていただければOKですということで対応しておりますので、特異なケースの場合にはそのように個々に対応していきたいと思っております。

委員長

続いて、「はだの教育プラン（仮称）の策定日程について」及び「幼小中一貫教育について」ご説明をお願いいたします。

—教育指導課長がはだの教育プラン（仮称）の策定日程について及び幼小中一貫教育について説明—

委員長

今の幼小一貫教育の話から結論をいただいってしまったほうがよろしいですか。これは今のお話のとおり、これまでの議論の中で、3学期制に戻す、ただし、3学期制といっても従来の単なる2学期制・3学期制の問題だけではなくて、2学期制のメリットを取り入れた3学期制というのですか、授業時間の確保というようなことかもしれない。

教育長

管理運用規則に手をつけるという前提に立ちたいと思います。それによって授業日数に変更をもたらす。

委員長

変更というのは授業日数を確保するという。

教育長

そうです。夏休みの日数が減るとか、そういうこともある。それから、最初のほうに学期制のことが書いてあるので、そこに3学期制と明記するとか。先般の園長・校長会でも話をして、2学期制のメリットももちろんあるし、特に小学校は、いろいろと工夫も研究もしてきたので、やっているところはあるのですが、中学校の今の入試システムが県立学校等を含めまして3学期制のときのままの対応です。

ですから、結局、2学期制の中学校は、成績処理は3学期制みたいなことをやっている現実がありまして、中学にしてみると、2学期制にして、日数確保だ、やれ秋休みだとやってはみたけれども、3年の担任にしてみると、結果的には2学期制という枠の中で3学期制みたいなことをやっているのです、二重構造になってしまっているのが現実ですね。

ですから、2学期制か3学期制かの議論だけをするのではなくて、もう少し秦野教育を全体として見ていった中で、一貫性のあるカリキュラムを組む。そのためには2学期制と3学期制がばらついているとやりにくいか、全市的な統一感を持った研究を進めるといっても、どちらかに結論を出さなければならないと私は判断して、先般の園長・校長会では、教育委員会会議として最終的なジャッジはしていないけれども、個人的には、来年度を移行期間にして、平成23年に新しい学習指導要領が生まれるときには、新しい教育課程が組まれて、なおかつ幼小中が連動しやすい3学期制でそろえていきたいと思っていますというようなことは宣言しました。

ですから、今日、その方向で皆様のご理解がいただければ、これをもって、先ほど課長が言ったように、対外的に方向性について打ち出すことができるのではないかと考えています。

委員長

そういうことでよろしいですね。

この後、はだの教育プランの策定日程ということになります。3枚目には具体的な日程がある訳ですが、この11月から1

教育指導課長
教育長

2月というのは今年の話ですか。

そうです。

その前に、具体的に何がどうなるのか、最初の横版をもう一回見ていただきたいのですが、これによって、例えば、真ん中あたりに「秦野の教育」があるのが分かりますか。長く教育委員さんをやっておられる方は、毎回この「秦野の教育」で新年度の目標を何にするかとか重点課題は何にするかとやっていましたよね。教育目標をここですっきり出して、この教育プランの柱がしっかりすると、今度は、「秦野の教育」のために一々、今年は何だかんだと、文言を変えたりといったあの議論がようやくいなくなる。5年間は基本的なところはこれでいくという話になりますので。そのためにやる訳ではないのですが、年度を見ると、「秦野の教育」を早く作るために大分、教育委員会で時間をかけたような気がします。

ただ、その年々の重点についてはもちろん議論していただきますけど、「秦野の教育」を作る作業がかなりスムーズになるだろうということはある訳です。ですから、そういう意味では、これから大変でしょうけれども、時間をかけてぜひいいものを作っていきたいと思いますので、よろしく願います。

委員長

こういうことを全部ひっくるめて、最初に我々も頭を整理しなければならぬと思います。少し時間をとっていただいて、その上で、はだの教育プランの議論をするということが必要だと思います。そのためには時間をとっていただくことになるのですが、11月か12月に、1回で済むのか、2回で済むのか、分かりませんが、時間をとっていただく。

教育長
委員長

ぜひ1回これだけのためにお集まりいただきたいと思います。
ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室を求めます。
〔午後5時20分〕

—関係者以外退室—

〔削 除〕

委員長

以上で11月定例教育委員会会議を終了いたします。

〔秘密会午後6時30分終了〕